**新　旧　対　照　表**

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| 高知県森の工場活性化対策事業費補助金交付要綱  第１条　（略）  （補助目的及び補助対象事業）  第２条　木材価格の低迷等厳しい経済状況の中においても、林業経営が成り立つ仕組みづくりを進めるとともに、地域の森林整備を担う事業体の育成及び雇用の場の拡大を図ることが求められているため、県は、資源利用を目指す一団の森林を集約化した森の工場（以下「森の工場」という。）において、事業収益性の向上、雇用の安定、所得の向上等を実現することを目的として、木材の安定供給及び原木増産体制の構築に意欲的に取り組む事業体（以下「補助事業者」という。）に対し、森林整備事業及び木材生産に関する事業に必要な経費を予算の範囲内で補助する。    （事業区分、事業実施主体、補助対象経費、補助率、補助限度額及び事業実施期間）  第３条　前条に規定する事業（以下「補助事業」という。）に係る事業区分、事業実施主体、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第１に定めるとおりとする。  ２　補助事業のうち「間伐材搬出支援事業」の事業実施期間は、森の工場ごとに５年とするただし、森の工場内にトラックが走行可能な路線を整備する場合であって、かつ承認面積が100ヘクタールを超える場合は、事業実施期間を５箇年間延長することができるものとする。  ３　[削除]    第４条～第11条　（略）  附　則  １ この要綱は、平成21年４月28日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。  ２ この要綱は、平成31年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第６条、第７条及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。  附　則  　　この要綱は、平成22年４月27日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。   附　則  　　この要綱は、平成23年４月28日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。   附　則  　　この要綱は、平成24年４月27日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。   附　則  　　この要綱は、平成25年４月24日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。 | 高知県森の工場活性化対策事業費補助金交付要綱  第１条　（略）  （補助目的及び補助対象事業）  第２条　木材価格の低迷等厳しい経済状況の中においても、林業経営が成り立つ仕組みづくりを進めるとともに、地域の森林整備を担う事業体の育成及び雇用の場の拡大を図ることが求められているため、県は、資源利用を目指す一団の森林を集約化した「森の工場」において、事業収益性の向上、雇用の安定、所得の向上等を実現することを目的として、木材の安定供給及び原木増産体制の構築に意欲的に取り組む事業体（以下「補助事業者」という。）に対し、森林整備事業及び木材生産に関する事業に必要な経費を予算の範囲内で補助する。  （事業区分、事業実施主体、補助対象経費、補助率、補助限度額及び事業実施期間）  第３条　前条に規定する事業（以下「補助事業」という。）に係る事業区分、事業実施主体、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第１に定めるとおりとする。  ２　補助事業のうち「間伐材搬出支援事業」の事業実施期間は、承認を受けた森の工場事業実施計画（以下「実施計画」という。）の始期から５年とする。  ３　平成22年度から平成25年度までの間に森の工場を拡大した場合は、実施計画承認後、拡大した区域のみ５年間以内を「間伐材搬出支援事業」の事業実施期間とする。    第４条～第11条　（略）  附　則  １ この要綱は、平成21年４月28日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。  ２ この要綱は、平成31年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第６条、第７条及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。  附　則  　　この要綱は、平成22年４月27日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。   附　則  　　この要綱は、平成23年４月28日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。   附　則  　　この要綱は、平成24年４月27日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。   附　則  　　この要綱は、平成25年４月24日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| 附　則  　この要綱は、平成26年４月４日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。  　 ただし、平成25年度事業については従前の例による。  附　則  　　この要綱は、平成27年４月１日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。  附　則  　　この要綱は、平成29年４月18日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。 | 附　則  １　この要綱は、平成26年４月４日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。  　 ただし、平成25年度事業については従前の例による。  附　則  　　この要綱は、平成27年４月１日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| 別表第１（第３条関係）   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 事業区分 | 事業実施主体 | 補助対象経費 | 補助率及び  補助（限度）額 | | 林業就業者技術向上支援事業  (１)間伐材搬出支援事業  (２)作業道整備事業 | 森の工場事業実施計画の承認を受けた林業事業体等  森の工場事業実施計画の承認を受けた林業事業体等 | ７ないし12齢級の人工林に係る間伐の実施、搬出及び運搬に要する経費  森林整備及び効率的な作業システムに必要な作業道の開設に要する経費 | 定額  素材及びチップ等端材１立方メートル当たり900円。ただし、下限は１ヘクタール当たり30立方メートル、上限は１ヘクタール当たり100立方メートルとする。なお、チップ等端材１トンは、1.2立方メートルとする。  造林事業等の補助対象事業費（木材安定供給推進事業にあっては、査定事業費）の12パーセント以内。ただし、造林事業等と当事業の補助金の合計額が事業費（実行経費）を上回る場合は、事業費から造林事業等の補助金額を差し引いた額以内とする。 |     別表第２　（略） | 別表第１（第３条関係）   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 事業区分 | 事業実施主体 | 補助対象経費 | 補助率及び  補助（限度）額 | | １ 林業就業者技術向上支援事業  (１)間伐材搬出支援事業  (２)作業道整備事業 | 森の工場事業実施計画の承認を受けた林業事業体等  森の工場事業実施計画の承認を受けた林業事業体等 | ７ないし12齢級の人工林に係る間伐の実施、搬出及び運搬に要する経費  森林整備及び効率的な作業システムに必要な作業道の開設に要する経費 | 定額  素材及びチップ等端材１立方メートル当たり1,000円。ただし、下限は１ヘクタール当たり30立方メートル、上限は１ヘクタール当たり70立方メートルとする。なお、チップ等端材１トンは、1.2立方メートルとする。  造林事業等の補助対象事業費の80パーセントから造林事業等の補助金額を差し引いた額以内。ただし、事業費（実行経費）が補助対象事業費の80パーセントを下回る場合は、事業費から造林事業等の補助金額を差し引いた額以内とする。 |   別表第２　（略） |

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
|  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
|  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
|  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
|  |  |